

運 行 指 示 書 に つ い て

1. 乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を含む運行ごとに次の事項を記載した運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを運転者に携行させなければならない。
 - (1) 運行の開始及び終了の地点及び日時
 - (2) 乗務員の氏名
 - (3) 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
 - (4) 運行に際して注意を要する箇所の位置
 - (5) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
 - (6) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
 - (7) その他運行の安全を確保するために必要な事項

2. 前項に規定する運行の途中、運行計画に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに変更の内容を記載し、運転者に電話等により変更内容については適切な指示を行い、運行指示書の内容を訂正しなければならない。

3. 管理者は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存しなければならない。

●作成のポイント

- 中間点呼を必要とする運行に関しては作成すること。

- 運行指示書の内容が改善基準告示に抵触しない内容であること。

- 運行に変更があった場合は、その変更内容を運行指示書に記載すること。

運行指示計画書

〇〇年〇月〇日 (■)

会社名	(株)〇△運輸	運転者名	適正 太郎	運行日	〇〇年〇月〇日 ~ 〇〇年〇月×日	運行管理者
営業所名	〇〇営業所	車番	宇都宮 11 あ			

計画	時間																								運行の安全を確保 する為に必要な事項
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
1日目 (〇〇年〇月〇日)	運転の開始・終了・経過地点 及び運転手の交代地点 車庫 静岡 名古屋 〇〇工場																								
指示	労働 運転 時間 運転以外の業務 休憩時間 休憩時間																								
変更	休憩・休息の地点名 *1日の拘束時間は、足柄 名古屋 始業時刻から連続する S・A T・S *1日の拘束時間は13時間以内 延長する場合でも上限15時間まで (14時間超は週2回以内)																								
変更	労働 運転 時間 運転以外の業務 休憩時間 休憩時間 ※宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、1日の拘束時間は上限16時間まで延長可(週2回まで)。 1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、 一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合。																								
変更	休憩・休息の地点名 注 * 朝8時から仕事の場合、翌日朝8時までが1日となり夜6時30分に終われば拘束時間は10時間30分となるが、 翌日朝6時から始業した場合、6時から8時までの2時間は前日の拘束時間の続きとなり、 10時間30分+2時間=12時間30分 が拘束時間となる。しかしこの2時間については、翌日の拘束時間から 除くことが出来ないので翌日は6時から始まる24時間で 計算することとなり、この2時間については、 二重にカウントする時間となる。(2日目の拘束時間は10時間30分となる)																								

計画	時間																								運行の安全を確保 する為に必要な事項
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
2日目 (〇〇年〇月△日)	運転の開始・終了・経過地点 及び運転手の交代地点 名古屋 〇〇積込 京都 大阪 〇× 産業 都 阪 工場																								
指示	労働 運転 時間 運転以外の業務 休憩時間 休憩時間																								
変更	休憩・休息の地点名 *4時間以上の 名古屋 掛川 大阪 * 休息時間は、連続9時間以上 連続運転をしない T・S P・A T・S																								
変更	労働 運転 時間 運転以外の業務 休憩時間 休憩時間 ※宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、休息期間は連続8時間が可(週2回まで)。 また、休息期間のいずれかが連続9時間を下回る場合は、一の運行終了後、連続12時間以上の 休息期間を与える必要あり。																								
変更	休憩・休息の地点名 ※業務の必要上、勤務終了後、連続9時間以上の休息を与えることが困難な場合に、特例で分割が可能。 ただし一定期間(1か月程度を限度とする。)における全勤務回数の2分の1が限度。 分割する場合は、2分割:休息計10時間以上、3分割:休息計12時間以上(1回は3時間以上)。																								

計画	時間																								運行の安全を確保 する為に必要な事項
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
3日目 (〇〇年〇月×日)	運転の開始・終了・経過地点 及び運転手の交代地点 大阪 名古屋 神奈川 車庫 尾張一宮																								
指示	労働 運転 時間 運転以外の業務 休憩時間 休憩時間																								
変更	休憩・休息の地点名 大阪 尾張一宮 海老名 T・S P・A S・A																								
変更	労働 運転 時間 運転以外の業務 休憩時間 休憩時間 大阪 名古屋 長野 〇●積込 山梨 川 〇▲ 車庫 工場 梨 口 工場																								
変更	休憩・休息の地点名 大阪 尾張一宮 境川 * 運転時間は2日平均9時間までとし、 T・S P・A P・A * 2週平均1週44時間までとする。																								

* 一年間保存すること